

塩谷町告示第 38 号

塩谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例

令和6年3月22日

条例第9号

塩谷町水道事業給水条例(平成10年塩谷町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水措置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の国土交通省令</u>で定める給水措置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合</p>

していることを確認したときは、この限りではない。

(過料)

第40条 町長は、次の各号の一つに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2)～(4) (略)

していることを確認したときは、この限りではない。

(過料)

第40条 町長は、次の各号の一つに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2)～(4) (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。